

(5) 学力検査に基づく入試（インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する追々検査）

追検査等の検査日当日に、インフルエンザ等の学校感染症への罹患等により受検することができなかった者について、志願する都立高校の受検機会を確保するため、「インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する追々検査」（以下「追々検査」といいます。）を実施します。追検査実施の流れについては、基本的に追検査と同様です。

日程	追々検査の実施時期は、全日制、定時制とも、定時制第二次募集と同日程です（3ページ参照）。追々検査に出願した場合、志願変更はできません。
応募資格	<p>第一次募集・分割前期募集の応募資格を準用するとともに、追々検査においては、以下の(1)又は(2)に該当する者のうち、インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する措置を申請し、当該都立高校長から承認を得た者となります。</p> <p>(1) 追検査の検査日当日に、インフルエンザ等の学校感染症に罹患した等の理由で、追検査で出願した都立高校を受検することができなかった者</p> <p>(2) 分割後期募集の検査日当日に、インフルエンザ等の学校感染症に罹患した等の理由で、分割後期募集で出願した都立高校を受検することができなかった者のうち、インフルエンザ等の学校感染症に罹患した等の理由で、第一次募集又は分割前期募集で出願した都立高校を受検できなかった者</p> <p>※ 追々検査の措置を希望する場合は、中学校長を経由して、令和4年3月10日（木）午後5時までに、インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する措置申請書（様式27）により第一次募集において出願した都立高校長に措置を申請する必要があります。ただし、都内の中学校に在学していない者は、中学校長を経由する必要はありません。</p>
出願方法	<p>追検査等において、インフルエンザ等の学校感染症への罹患等により受検することができなかった都立高校にのみ出願することができます。追々検査に出願した場合、定時制第二次募集又は全日制第三次募集に出願することはできません。また、追々検査に出願した者は志願変更をすることができません。</p> <p>なお、インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する措置を申請した者が、定時制第二次募集又は全日制第三次募集を実施する都立高校に出願することも可能ですが、定時制第二次募集又は全日制第三次募集に出願した場合、追々検査に出願することはできません。</p>
出願手続	追検査の出願手続を準用します（23ページ参照）。
学力検査等の実施	<p>1 検査教科等 学力検査の教科については、国語、数学及び外国語(英語)の3教科とし、各教科の満点は100点とします。また、追々検査で使用する検査問題は、共通問題とします。 なお、チャレンジスクール及び八王子拓真高校（チャレンジ枠）においては、学力検査を実施しません。 学力検査以外の検査の実施内容は、各都立高校が別に定めます。 検査教科等のうち、1教科（各都立高校が定めるその他の検査を含む。）でも受検しなかった者は、受検を放棄したものとみなします。ただし、正当な事由により、一部受検できなかった者は、受検したものとみなします。</p> <p>2 集合時刻及び時間割 追検査又は分割後期募集のうち、受検できなかった検査の規定を準用します。</p> <p>3 検査会場 学力検査会場は、東京都教職員研修センター又は東京都立川合同庁舎とします（各都立高校がどちらかを指定します（※））。また、学力検査以外の検査会場は、各都立高校が受検票により指定します。なお、島しょの都立高校において追々検査を実施する場合は、当該都立高校を検査会場とします。また、定時制二次募集等の他の募集を併せて実施する場合は、第二次募集とは別に追検査の会場を校内に設置して実施します。 ※ 後日、東京都教育委員会ホームページ等でお知らせします。</p>
選考	<p>選考は、各都立高校があらかじめ定めた選考方法に基づき行います。</p> <p>なお、受検者のうち、各都立高校が定めた基準に達していると認められた者の中から合格候補者を決定します。</p>
合格者の発表	追検査を準用します（23ページ参照）。
入学手続	追検査を準用します（23ページ参照）。